

## 各委員提出意見・資料

資料 2 - 1 大濱委員 提出

資料 2 - 2 大谷委員 提出

資料 2 - 3 勝又委員 提出

平成22年12月6日

障がい者制度改革推進会議  
議長 小川 榮一 様

障がい者制度改革推進会議 構成員  
社団法人全国脊髄損傷者連合会 副理事長  
大濱 眞

## 第二次意見の策定にあたって（意見）

### 1. 障害者の地域生活について

- 障害者基本法改正の「基本的理念」（現行法第3条第2項関係）については、障害者でない者と等しく、特定の生活様式で生活するよう強いられることなく、自らの判断により地域において生活する権利を有することを盛り込むべきである。
- 障害者基本法改正の「医療、介護等」（現行法第12条関係）については、国及び地方公共団体が、重度障害者が地域において生活できるように支援する上で必要な財政上の措置を、特に講じなければならないことを明記するべきである。

（理由） 特に重度障害者に対する支援体制が十分でないために、入所施設や病院などの「特定の生活様式」を選択せざるを得ないのが現状であることから。

規定ぶりイメージ（現行法第3条第2項関係）

すべて障害者は、障害者でない者と等しく、特定の生活様式で生活するよう強いられることなく、自らの判断により地域において生活する権利を有するとともに、自らの決定に基づき、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を有するものとする。

規定ぶりイメージ（現行法第12条関係）

国及び地方公共団体は、特に重度障害者が地域において生活できるように支援する上で必要な財政上の措置を講じなければならないこと。

### 2. 障害の原因の1つである傷病の治癒・治療について（再掲）

- 【「障害の予防」に対する基本的考え方】

障害者基本法改正の「障害の予防に関する基本的施策」（現行法第23条関係）については、障害の原因となる傷病や疾病に対する予防対策は、障害者施策としてではなく、一般公衆衛生の中で行われていることから、「障害は不幸である」という差別や偏見を与えかねない「障害の予防」という表現は使わないようにする方が良く、「障害の原因となる傷病の治癒・治療」とするべきである。

また、必要な情報提供の下で快適な生活を送るための健康の増進・治療・回復に不可

欠な条件整備の一部一環として、障害の原因となる傷病の治癒や疾病△△の原因・発生  
解明のための基礎研究、及び、研究成果に基づいた臨床試験や治験に対して、積極的な  
対策を講ずるべきである。

(理由) 障害者基本法改正にあたっての「新たに議論した分野についての推進会議の問  
題認識」の「2. 障害の予防」について、「健康の増進」の条件整備の一環として  
新たな治療(先端医療を含む)も不可欠であることを、【難病を始めとする疾患等  
に対する適切な理解の促進及び調査研究の推進】だけではなく【「障害の予防」に  
対する基本的考え方】でも明記すべきであるから。

### **3. 障害のある子に対する早期支援について**

○ 障害者基本法改正の「障害のある子に対する早期支援」(新設)については、国および  
地方公共団体は、第4項の権利を実現障害のある子の権利を保障するために、障害のある  
子(乳幼児においては早期に適切な支援を得られなければ後に障害を持つ可能性が高  
い子を含む)及びその家族もしくは家族による監護が得られない場合にはこれに代わる  
代替的な監護を提供するものに対し、早期からの継続的な支援を提供するための必要な  
施策を講じなければならない。また、代替的監護に対する支援は家庭的な環境のなかで  
提供されなければならない。

(理由) 新生児特定集中治療室(NICU)に象徴される医療技術の発達により、重症心  
身障害児をはじめとする障害児に対する支援ニーズが急速に増大している。特に  
重症児を養育する家族に過重な負担がかかっている現状に対して、本人や家族に  
対する支援を拡充することは急務である。よって、障害児支援合同作業チームか  
ら提案されている「障害者基本法・障害児条項イメージ修正案」のうち「4. 早  
期支援」について、ぜひとも障害者基本法の改正に盛り込むべきであるとする。  
また、「家族による監護が得られない場合にはこれに代わる代替的な監護」におけ  
る里親に対する支援を含めて、障害児の養育に対する支援をさらに強調する規定  
ぶりが必要だと考える。

### **4. 障害者政策委員会と地方障害者政策委員会の当事者参加について**

○ 障害者基本法改正の「障害者政策委員会の組織」(現行法第25条関係)及び「地方障  
害者政策委員会」(現行法第26条関係)については、委員の過半数を障害者とするべき  
である。

(理由) 障害者自立支援法の地域自立支援協議会のような形骸化に陥らないようにする  
ために、国と地方公共団体のモニタリング機関については当事者参加を明確にする  
べきであるから。

### **参考1. 障害者基本法改正における「障害者の範囲」について**

○ 「障害者の範囲」について、「機能障害」(医療モデル)の概念に「社会的な障壁」(社  
会モデル)の理念を組み込んで定義する必要がある。もしくは、「機能障害」(医療モデ  
ル)の概念を重視し、現行以上に幅広く定義するか、を議論のポイントとすることを提  
案する。詳しくは別紙1を参照されたい。

## **参考2. 教育場面での介助サービスの利用について**

- 障害者総合福祉法（仮称）におけるパーソナル・アシスタンスとして、就労、就学、入院などを横断するシームレスな介護制度が、総合福祉部会の訪問系作業チームで検討されているところであるが、これに関連して、全国障害学生支援センターからの要望書を別紙2として添付する。

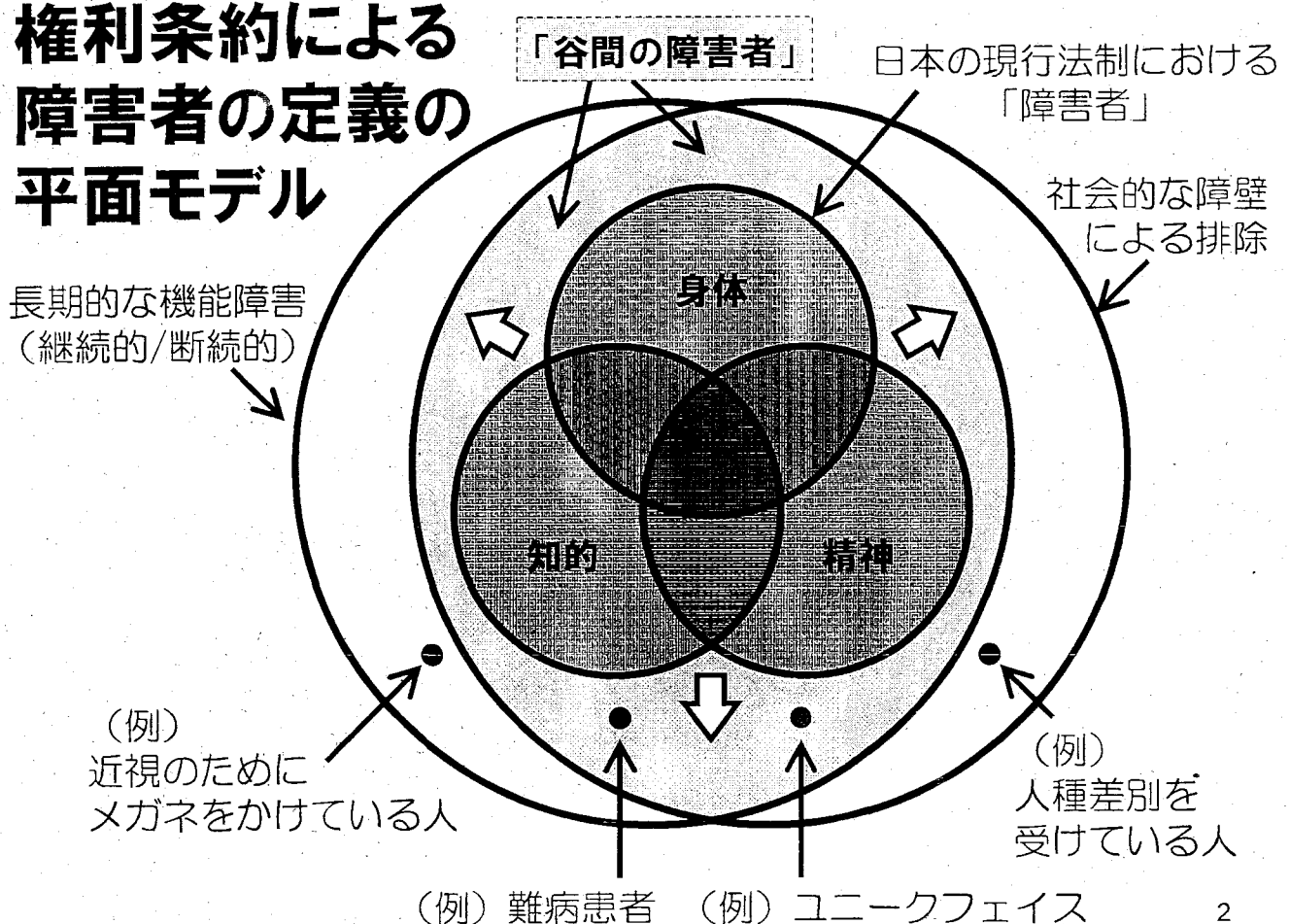
# 別紙1

## 権利条約における「障害者の定義」

- 障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。（政府公定訳文案）
- Persons with disabilities include those who have long-term physical, mental, intellectual or sensory impairments which in interaction with various barriers may hinder their full and effective participation in society on an equal basis with others. （原文）

1

### 権利条約による 障害者の定義の 平面モデル



2

# 障害者制度改革における「障害者の定義」

- 権利条約における障害者の定義は、少なくとも「長期的な機能障害を有すること」と「社会的な障壁によって排除されていること」が重なった集合を含む、としている（以下「集合①」）。
- 日本の現行制度における障害者の定義は、身体障害者と知的障害者と精神障害者の合計とされており、これは集合①の部分集合だと考えられる（以下「集合②」）。
- 障害者制度改革（特に障害者基本法改正）における「障害者の定義」では、少なくとも、集合①から集合②を差し引いた差集合に向けて拡張することが不可欠ではないか？

3

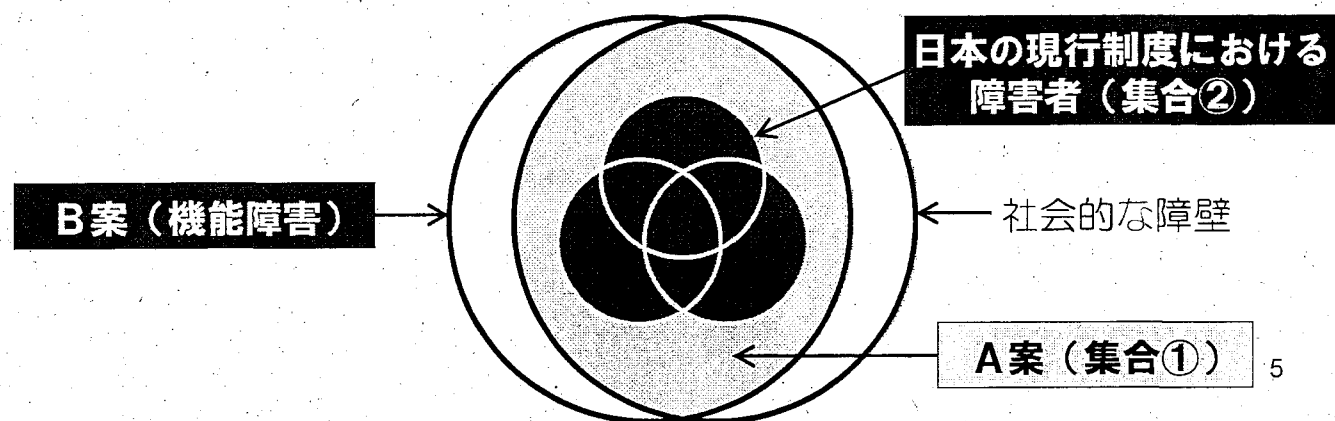
## 代表的な2つの議論

- そのうえで、集合①よりもさらに拡張して障害者を定義づける必要があるか否かが問題になるのではないか？
- このとき、「社会的な障壁によって排除されていること」を以って障害者の定義とすることは困難である（たとえば「人種差別を受けている人」も「社会的な障壁によって排除されている」から）。
- そこで、考えられる代表的な議論を2つ例示する。  
A案：「長期的な機能障害を有すること」と「社会的な障壁によって排除されていること」の2条件に適合すること（集合①）を以って障害者の定義とする。  
B案：「長期的な機能障害を有すること」を以って障害者の定義とする。

4

## 「機能障害」と「社会的な障壁」の重なり

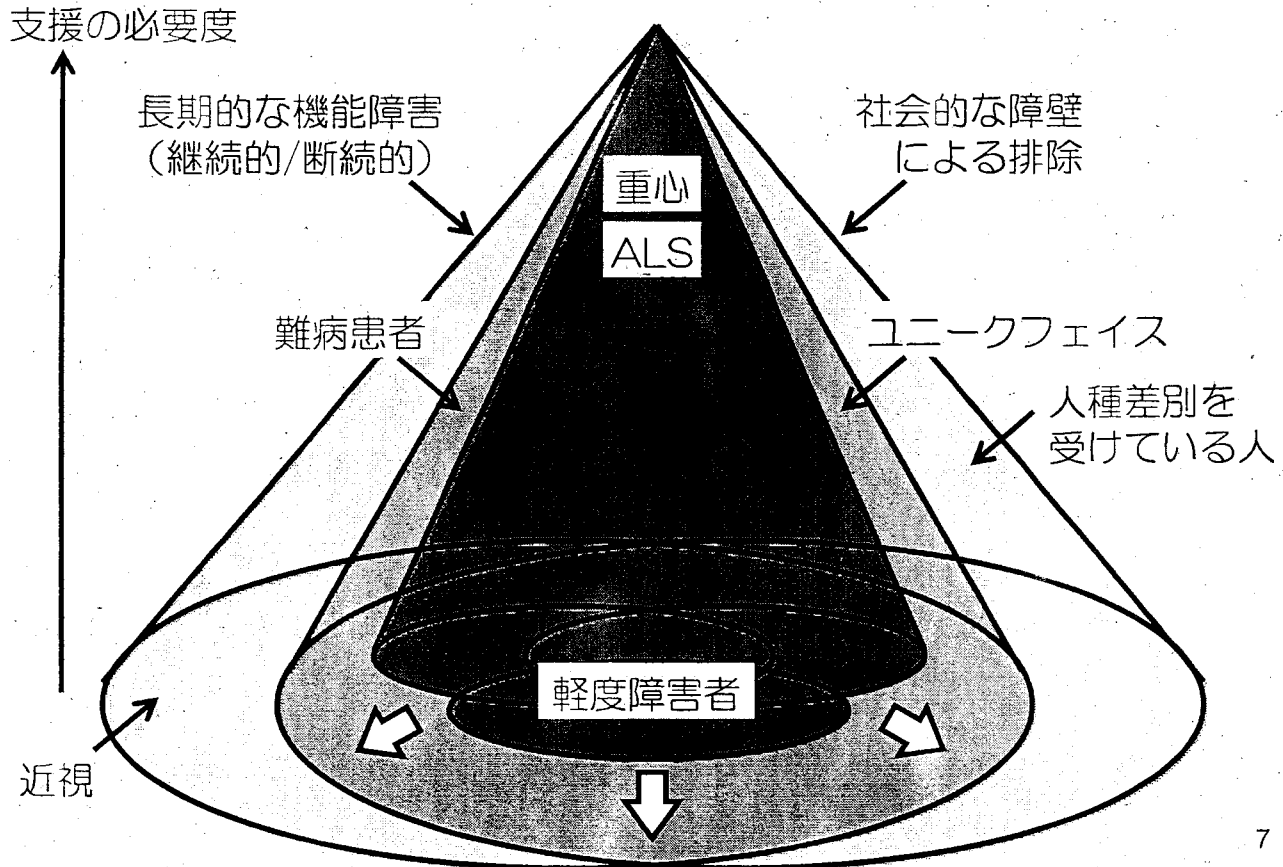
- A案は、権利条約が要求する最低ラインの定義である。この場合、「長期的な機能障害」と「社会的な障壁による排除」は、それぞれが「障害者であること」の必要条件となる。
- したがって、「障害者の定義」の問題は、「長期的な機能障害」と「社会的な障壁による排除」をいかに定義するかという問題に帰結すると考えられる。



## 「機能障害」だけで障害者を定義

- これに対して、B案は、医療モデルを最大限に拡張したものである。この場合、「長期的な機能障害」は「障害者であること」の必要十分条件となる。
- しかし、たとえば「近視であるがメガネをかければ日常生活に支障のない人」は、「長期的な機能障害」を有しているが、「社会的な障壁による排除」はほとんど受けていない（飛行機のパイロットになれない、など）。
- 単に「長期的な機能障害」だけで障害者を定義すると、このような人も包含されることになるが、それで良いのか？ あるいは、そのような人を障害者に含めないとすれば、「長期的な機能障害」をどのように定義すれば良いのか？

# 支援の必要度を加味した立体モデル



## ● 権利条約による障害者の定義の平面モデル (p2)

この図は、「長期的な機能障害（継続的/断続的）」と「社会的な障壁による排除」の2つの集合によるベン図で、2つの集合の重なり（積集合）が「権利条約における障害者の定義」である。

「日本の現行制度における障害者の定義」の集合は、身体障害者と知的障害者と精神障害者の3つの集合の合計（和集合）であり、「権利条約における障害者の定義」の内部に位置している（部分集合）。「権利条約における障害者の定義」から「日本の現行制度における障害者の定義」を差し引いた部分（差集合）が「谷間の障害者」となる。

## ● 支援の必要度を加味した立体モデル (p7)

この図は、前述の「権利条約による障害者の定義の平面モデル」を底面とする円錐である。この円錐の高さは「支援の必要度」に対応しており、底面に軽度障害者が位置し、頂点に重症心身障害児者やALS患者が位置している。



## 別紙2

2010年12月6日

障がい者制度改革推進会議

構成員 各位

全国障害学生支援センター

代表 殿岡 翼

### 高等教育での差別禁止と教育場面での介助サービス利用についての要望書

私たちは、障害をもつ当事者の立場から大学進学や学生生活についての情報提供をしている、非営利の民間団体です。障害をもつ学生の高等教育については、これまで障害者施策の中で十分位置づけられてきませんでした。そのため、入学後の障害学生に対するサービスが大学によって異なっているばかりでなく、障害を理由に受験や入学を大学などが拒否しても、直ちには違法とならず差別禁止が明確にされていないのが現状です。

当センターでは、これまで実施してきた「大学における障害学生の受け入れ状況に関する調査」の結果を踏まえ、高等教育での差別禁止を要望いたします。

また、障害者福祉施策の分野でも、障害をもつ学生の高等教育への進学は、制度の前提とされていません。前提とされていないばかりでなく、現行の制度では教育場面での自立支援法の利用は極めて制限されております。

障害者自立支援法（以下、自立支援法と略す）が施行されて以来、当センターには障害学生から自立支援法についての相談が、数多く寄せられてきました。その中で、大学など教育機関と自立支援法行政との間で、障害学生の介助（授業内の補助、授業以外の学生生活、通学など）をめぐる実施主体、費用などの押し付け合いが発生しております。その結果、障害学生が必要な介助を受けられない状況も発生しています。また、大学への入学ができなかったり、学生生活を継続できなくなることも起こっています。当センターは、そうした状況のもとで過ごす障害学生の教育場面での人的なサポートのニーズと課題を明らかにするため、アンケートを実施しました。アンケート結果および当センターに寄せられている相談事例から、教育場面での介助サービス利用について、要望いたします。

#### 【政府・推進会議への要望事項】

① 障害者権利条約で、「あらゆる教育段階において障害者にとってインクルーシブな教育制度を確保することが必要とされている」ことをふまえ、大学など高等教育機関での障害者差別の禁止と合理的配慮を法制度に盛り込むこととともに、障害学生支援を障害者施策の中にしっかりと位置づけること。

- ・高等教育機関において、障害や、そのサポートができないことを理由とした出願拒否・受験拒否・入学拒否の禁止
- ・合理的な配慮をしないなど、障害者にとって不利な条件で、高等教育機関への入学試験を実施することの禁止
- ・高等教育機関において、障害者が十分に学び、学生生活を送れるよう、制度的・物

## 高等教育での差別禁止と教育場面での介助サービス利用についての要望書

理的・人的サポート環境を整備すること

- ② パーソナルアシスタントの理念にのっとり、障害者本人がどの場面で介助を受けても同じサービスが受けられるよう、教育場面（授業内・学生生活・通学）でも必要な介助サービスが使えるようにすること。
- ③ 厚生労働省、文部科学省の垣根を越え、障害者本人がひとつのサービスとして介助を受けられるよう制度設計し、必要な財政支援については省庁間で協力して確保すること。
- ④ 推進会議が発足以来目指してきた「制度の谷間」のない新総合福祉法制定に際して、教育分野が再び制度の谷間に落ちることのないよう、必要な施策を追加すること。

### 【要望の背景】

#### ①大学における障害学生の受け入れ状況

障害を理由に受験や入学を拒否する大学があり、入学後の障害学生に対するサービスが大学によって異なっている。※別紙2-1 参照

#### ②教育場面で自立支援法が使えない現状での課題

課題1：自立支援法が授業内・学生生活・通学などで使えないことで、教育場面での介助が確保できず、それが理由となって、合格したにもかかわらず大学などへの進学をあきらめなければならない学生がいる。

課題2：日常生活での介助とその必要性は同じなのに、教育場面で自立支援法が使えないことで、入学後の教育場面での介助を友人やボランティアに依存するなど、確実性の低い、不十分な状況で本人が介助を受けなければならない状況が続いている。

※アンケート結果および当センターに寄せられている相談事例を集約。課題の具体的な状況は、別紙2-2 を参照。

### 【今回実施したアンケートの概要】

調査名：障害学生と自立支援法利用についてのアンケート（肢体障害者向け）

実施団体：全国障害学生支援センター

協力：DPI（障害者インターナショナル）日本会議

目的 障害学生の教育場面での人的なサポートのニーズを明らかにして、障害者自立支援法（以下、自立支援法と略す）に代わる新たな制度を制定する際に、制度の不備で使いにくいものが残らないよう事例を収集して課題を明らかにすることを目的とする。

対象 18歳以上の肢体障害のある当事者で、自立支援法が完全施行された2006年10月以降に大学などの教育機関に在籍した経験のある方

調査期間：2010年10月7日から末日 回答数 10

要望書についての連絡先 全国障害学生支援センター

所在地 〒252-0318 神奈川県相模原市南区

上鶴間本町3-14-22 田園コーポ3号

TEL・FAX 042-746-7719 Eメール info@nscsd.jp

## 大学における障害学生受け入れの現状 (2008 調査より)

全国障害学生支援センター

障害学生の受験を認めるかどうか、入学試験や入学後に、障害学生の支援をするかどうかは、各大学に任されており、対応が不十分。そのため、障害学生が希望する大学を受験できない、障害をもたない学生と同質の学生生活が送れない状況が、各地で起こっている。

表1 障害学生の在籍状況 ※「在籍あり」と回答した大学 295 校の内訳

障害種別	大学数 (校)	人数 (人)	平均在籍人数 (人)
肢体障害	235	756	3.2
聴覚障害	180	543	3.0
内部障害	87	355	4.1
視覚障害	101	222	2.2
発達障害	33	110	3.3
精神障害	25	78	3.1
重複障害	22	24	1.1
知的障害	5	4	0.8

### 1. 障害学生の受験可否

受験可：障害学生が大学に志願する前の段階で、受験を認めている状態。

受験可否未定：個々の障害学生の障害程度や、入学後のサポート可否を検討した上で、大学が受験を認めるかどうかを判断する状態。

受験不可：障害学生の受験を認めていない状態。

表2 障害学生の受験可否

	受験可		受験可否未定		受験不可	
	大学数 (校)	有効回答比	大学数 (校)	有効回答比	大学数 (校)	有効回答比
肢体障害	244	56.5%	181	41.9%	7	1.6%
聴覚障害	230	53.2%	187	43.3%	15	3.5%
視覚障害	194	44.9%	218	50.5%	20	4.6%
内部障害	188	43.5%	233	53.9%	11	2.5%
精神障害	112	25.9%	284	65.7%	36	8.3%
発達障害	85	19.7%	305	70.6%	42	9.7%
知的障害	78	18.1%	301	69.7%	53	12.3%

### 2. 受験時の配慮

何らかの配慮をする大学は増えてきているが、必ずしも障害学生が望む形になっていない。受験を認めても、配慮が不十分なため、結果的に障害学生の能力が十分に評価されない現実がある。

表3 肢体障害 受験時配慮内容 ※「入学試験で配慮あり」と回答した大学 350 校の詳細

配慮内容	大学数 (校)	有効回答比
拡大文字用紙に解答	52	14.9%
チェックによる解答	32	9.1%
代筆での解答	19	5.4%
パソコンによる解答	16	4.6%
車での来校を認める	149	42.6%
試験室入り口までの付き添いを認める	137	39.1%
別室受験	132	37.7%

表4 聴覚障害 受験時配慮内容 ※「入学試験で配慮あり」と回答した大学332校の詳細

配慮内容	大学数(校)	有効回答比
面接時の筆談	66	19.9%
手話通訳者の利用	18	5.4%
手書き要約筆記者の利用	11	3.3%
パソコン通訳者の利用	3	0.9%
座席位置の配慮	141	42.5%
補聴器の使用	126	38.0%
注意事項の文書伝達	104	31.3%

表5 視覚障害 受験時配慮内容 ※「入学試験で配慮あり」と回答した大学324校の詳細

配慮内容	大学数(校)	有効回答比
拡大文字による出題	94	29.0%
点字による出題	67	20.7%
パソコンでの出題	6	1.9%
車での来校を認める	130	40.1%
別室受験	128	39.5%
試験室入り口までの付き添いを認める	125	38.6%

### 3. 入学後の支援

障害学生は、入学後もさまざまな分野での支援が必要だが、下表のように実施は不十分。

表6 入学後の支援内容

支援内容	大学数(校)	有効回答比
一般講義での配慮	210	48.6%
定期試験での配慮	193	44.7%
体育実技での配慮	162	37.5%
語学授業での配慮	101	23.4%
実習での配慮	92	21.3%
実験での配慮	55	12.7%
肢体障害学生への支援	174	40.3%
聴覚障害学生への支援	139	32.2%
視覚障害学生への支援	111	25.7%

注1：上記の表は、全国障害学生支援センターが実施した「大学における障害学生の受け入れ状況に関する調査」の結果をもとにしている。 調査期間：2006年12月～2007年3月実施

調査対象：全国すべての大学・大学校 745校 回答数：420校（56%）

数字は、特別な表記がない場合、回答大学数420校に学部別回答を含めた、計432校中の内訳。

各大学の詳細なデータは、書籍『大学案内2008障害者版』にて公表。

注2：調査・書籍について参考154国会 衆議院 厚生労働委員会6号 2002年4月5日 石毛えい子議員  
154国会 参議院 内閣委員会8号 2002年4月9日 田嶋陽子議員

注3：全国障害学生支援センターは、障害をもつスタッフを中心に、調査、相談・情報提供、機関誌の発行、障害学生交流会の開催等を行うボランティア団体。平成20年度バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰の「内閣府特命担当大臣表彰優良賞」に選ばれた。

全国障害学生支援センター 問い合わせ先

〒228-0818 神奈川県相模原市上鶴間本町3-14-22 田園コーポ3号室

電話・FAX 042-746-7719 E-mail info@nscsd.jp URL <http://www.nscsd.jp/>

高等教育での差別禁止と教育場面での介助サービス利用についての要望書 別紙 2-2  
～ アンケート結果および当センターに寄せられている相談事例を集約 ～

課題 1：自立支援法が授業内・学生生活・通学などで使えないことで、教育場面での介助が確保できず、それが理由となって、合格したにもかかわらず大学などへの進学をあきらめなければならない学生がいる。

※以下 5 件は、別々の事例です。

①本人から

スクーリングにはヘルパーを使ってはダメですと行政から言われました。

②障害学生の親から

18 歳になる娘が大学に合格しました。しかし、生まれつき障害があり四肢麻痺で座位不能です。大学でも常時介助者を付けないとノート取り、トイレ等何もできない状態です。大学からも介助者をつけるよういわれていて介助者なしでの登校は拒否されております。市役所等相談しておりますが、「障害学生支援」の助成を活用した運用を大学に打診しましたが断られ、障害者自立支援法の活用でヘルパー派遣を厚生労働省に打診しましたが、こちらも在宅介護が基本で断られました。折角合格しましたが、このままでは進学できないことになりそうです。何か手立てがありませんでしょうか。

③福祉事務所から

行政から大学に介助派遣できない。ボランティアなどを集めるにはどうしたらよいか？

④ボランティアセンターから

学内で使える公的支援を教えて欲しい。

⑤肢体不自由特別支援学校教員から

現在、本校の高等部には、3 年生に大学希望の生徒がいます。トイレや食事、授業補助等の支援が必要な生徒です。大学側としては、経営を考え、社会保障としての公的支援が制度上はないものの利用できないか等の話もしてもらっていますが、行政としては「大学がすべきこと」で話が平行します。本人は、学内の支援を保護者に求めることは拒否しています。このような状況でなかなか具体的な動きの展望が見失いかけてきました。

課題 2：日常生活での介助とその必要性は同じなのに、教育場面で自立支援法が使えないことで、入学後の教育場面での介助を友人やボランティアに依存するなど、確実性の低い、不十分な状況で本人が介助を受けなければならない状況が続いている。

「授業内」「授業以外の学生生活」「大学への通学」に分けて集約。

・授業内

①基本的に私は通信学生なので自宅でレポートを書き、時々テストを受けたり、スクーリングに行ったりしています。

しかし実際のところ通信大学の書類はかなり煩雑で、なかなか今のヘルパー制度では人材が足りず、またパソコン操作が苦手なヘルパーさんも多いため毎回ふうふう言っております。

また学内でのサポートは学内から派遣された介助者が、学校までの行き帰りについては学外のボランティア団体が数珠繋ぎで行ってくれてはいますが、やはり時間に制約があったり、遅刻せず到着して欲しいのに、それができなかつたりするととても迷惑をかけるので非常に神経を使います。また技術がまちまち、研修ができない等により、トラブルが生じることはありますが、とりあえず今は少ない資源の中で何とか回していかなければならないのでそう贅沢を言っている場合ではありません。

ただやはり連絡不行き届き、介助内容を勝手に主催者側が決める等は問題だと思います。

②ノートテイク：人によって情報保障に差があり、ヘルパーの判断で情報が限られてしまうことがある。授業内容の要点をつかめていないことがあり、復習をする際に不便が生じる。主にPCを利用しているが、タイピングの速さがノートテイクの容量を左右する。

コミュニケーション支援：私はアウトプットに時間がかかる為、ディスカッションの場面などでは、言いたいことを発言する頃には、話題が変わっているということが多々ある。私自身は、言いたいことをより速く伝えられるように、短い単語でアウトプットする工夫をしている。しかし、ヘルパーがその意図を汲んで意味を広げて文章化したり、わかりやすく説明出来なければ、私が伝えたい内容は他者にまで届かないことがある。私とヘルパーの感情の相違が、正確な言葉を読み取ることの妨げにもなる。さらに、発言のタイミングがヘルパーの積極性や個人が持つボキャブラリーの量に左右され、会話の質に差が生じる。

③実費でヘルパーを使ったり自分でボランティアを募ったりしなくてはならないため、金銭や労力がかかる。

④学校の授業に関係することにヘルパーを利用出来ない際、ボランティアや友人に依頼していた。ヘルパーのような責任感をもって仕事をしてくれない人もおり、授業に遅刻するなどの事態が多く発生した。授業を受ける権利を奪われた。ヘルパーには給料が発生するため、私から無駄な用事や頼みにくいことも依頼しやすい。

・授業以外の学生生活

①学内の身辺介助や移動の補助は、自立支援法では行えないため、学内でボランティアを募ったり、有料のヘルパーを使ったりしていた。ボランティアの人数は決して十分とは言えず、また、有料だと金銭の負担が大きい。ヘルパーだと(ボランティアに比べて)確実にくるが、時間単位のため、生理的なトイレの時間を意識的に決めなくてはならない。

②基本的にその場その場で、最低限度のことを、その場にいる人に頼まなければならないので、もし断られたりした場合、どうすることもできない状況になります。また究極にどうしようもなくなると、学生課に行けば良いんだとは思いますが、入り口に高い段が2個あるために私は入ることができません。

ただ介助者を付けてしまうことが他の学生との交流をできなくさせる要因になったり、スケジュールを固定化することに繋がり、自由度が下がる気もしていて介助者を付ければ良いの一言ではかたづけられない気もしています。

ただ実際はそんな余裕は無いというのが、実情ではあります。

③サポートに関する学内の人員不足と、自立支援法の現行制度の対象外となってしまうため必要なサポートが受けられない。

④大学でも自立支援法が適用されれば、もっと自由に動くことができる、いろんなことに参加できるのと思います。

・大学への通学

①ヘルパーを探すことが困難。

②サポートの人数を増やすため、通学介助については異性も募った。そのため、トイレ介助のようなデリケートな介助は通学中は頼めなかった。

③基本的にボランティアなので、時間やスキルに差があり、時間通りに到着できるかが未知である。

また最寄り駅までの移動になるので、電車にきちんと時間通り乗せてもらえるかも皆無である。

④通学は、自立支援法の現行制度の対象外となってしまうため必要なサポートが受けられない。また、下校時に通学路上にあるスーパーなどで買い物やその他の移動支援が必要なときであっても、いったん下宿に戻らなければ、ヘルパーが使えないのは、かなり不便である。

⑤宿泊介助で、スクーリングに同行し、スクーリング時の介助全般を引き受けて欲しい。  
(私専属に一人雇ってやり方等を教育すれば可能です。)またテスト等の付き添いもそのやり方で来て貰えれば慣れた介助者が来るので、安心です。

⑥雨風が強い日の通学が心配。

以上



